

大阪府育英会 中期経営計画

(平成 29 年度～平成 33 年度)

平成 29 年 3 月

公益財団法人 大阪府育英会

目 次

■中期経営計画策定の趣旨	1
1 経緯・目的		
2 計画の期間		
■現状と課題	2
■目標と具体的取組み	9
I 奨学金事業		
【目標】		
【具体的取組み】		
II 給付型奨学金事業	10
【目標】		
【具体的取組み】		
III 債権管理の徹底 ～第3期滞納ゼロ作戦の展開～	12
【目標】		
【具体的取組み】		
■収支見通し	23

■中期経営計画策定の趣旨

1 経緯・目的

- 大阪府育英会（以下「当会」という。）は、昭和27年4月の創立以来、向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに次世代の社会を担う有用な人材の育成に努めている。さらに、当会の設立趣旨を安定的に継続できるよう平成24年4月公益財団法人に移行したところである。
- 今後、奨学金事業等を将来にわたって持続可能なものとしていくため、今般、中期経営計画を策定し、計画期間中の目標を設定して、その達成に向けた具体的な取組内容と今後の収支見通しについて明示する。

2 計画の期間

- 平成29年度から33年度まで（5年間）

※ 計画策定後、計画内容に影響を及ぼす事情の変化が生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとする。

■現状と課題

I 奨学金事業

- 当会では、これまで高校生等が経済的な理由により修学を断念することのないよう、高校等の入学前に入学時増額奨学資金を国公立高校入学者には5万円を、私立高校等入学者には25万円を限度に、また、高校等在学中には各学校の授業料実質負担額にその他教育費として10万円を加算した額を限度として、奨学資金を貸し付けている。今後も経済的理由により修学を断念しない環境づくりをさらに進める必要がある。

■ 入学時増額奨学資金・奨学資金貸付制度概要

貸付制度	貸付対象	貸付時期	所得基準：市町村民税所得割額 (年収めやす※1)		貸付限度額
入学時増額奨学資金	借用人：生徒 連帯保証人：保護者	高校等 入学前	国公立	154,500円未満 (590万円程度)	5万円
			私立		25万円
奨学資金		高校等 在学中	国公立	251,100円未満 (800万円程度)	授業料実質負担額(※2) +その他教育費10万円
			私立	347,100円未満 (1000万円程度)	24万円(※3)

注) ※1 年収めやすは、夫婦のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合

※2 各学校の授業料年額から、国や大阪府による支援額、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額

※3 府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は貸付対象外

➤ 当会が行っている奨学金貸付制度は、経済的に困難な状況にある高校生等の修学を支援するものであり、無利息・無担保の貸付となっている。また、平成28年度においては、入学時増額奨学資金貸付者の49.1%、奨学資金貸付者の43.6%が、市町村民税所得割額が非課税となる世帯への貸付となっている。

■ 入学時増額奨学資金 新規貸付者の採用年度別所得状況（公立：5万円・私立25万円）

年 収 ※1		生活保護	250万円未満(非課税)	小計	350万円未満	590万円未満	610万円未満
採用年度	H24年度	12.6%	36.7%	49.2%	20.2%	29.0%	1.5%
	H25年度	13.8%	35.9%	49.7%	20.1%	28.6%	1.6%
	H26年度	13.4%	35.9%	49.3%	18.3%	30.9%	1.5%
	H27年度	13.6%	36.5%	50.0%	18.3%	31.6%	—
	H28年度※2	12.9%	36.2%	49.1%	18.2%	32.7%	—

■ 奨学資金 新規貸付者の採用年度別所得状況

年 収 ※1		生活保護	250万円未満(非課税)	小計	350万円未満	590万円未満	610万円未満	800万円未満	1000万円未満
採用年度	H24年度	10.5%	37.4%	47.9%	11.4%	30.1%	1.0%	7.5%	2.1%
	H25年度	10.8%	33.4%	44.2%	17.9%	26.5%	1.5%	7.9%	2.0%
	H26年度	11.5%	32.8%	44.3%	17.8%	26.3%	1.4%	8.1%	2.1%
	H27年度	11.6%	32.3%	43.9%	15.9%	27.6%	1.2%	9.2%	2.2%
	H28年度※2	11.5%	32.1%	43.6%	15.7%	27.0%	1.4%	9.9%	2.3%

(四捨五入により合計額が一致しない場合がある)

注) ※1 年収めやすは、夫婦のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合

※2 H28年度の所得状況は見込み

- ・ 入学時増額奨学資金採用者所得基準 H24～H26:国公立・私立とも年収めやす610万円未満
H27、H28:国公立・私立とも年収めやす590万円未満
- ・ 奨学資金採用者所得基準 H24～H28:国公立は年収めやす800万円未満、私立は年収めやす1000万円未満

- 平成 22 年度から高校授業料が実質無償化されたものの、なお授業料以外の教育費の負担は残っており、奨学金へのニーズは依然として高い水準にあることから、教育のセーフティネットとしての当会奨学金制度の役割は、非常に重要である。

■ 入学時増額奨学資金・奨学資金貸付状況

貸付状況		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
入学時増額 奨学資金	人数	7,874 人	7,101 人	6,698 人	6,293 人	6,493 人
	金額	12.8 億円	11.3 億円	10.4 億円	10.1 億円	10.2 億円
奨学資金	人数	31,189 人	30,187 人	30,033 人	28,926 人	29,436 人
	金額	44.7 億円	36.7 億円	36.1 億円	34.5 億円	35.2 億円
合計	人数	39,063 人	37,288 人	36,731 人	35,219 人	35,929 人
	金額	57.5 億円	48.0 億円	46.5 億円	44.6 億円	45.4 億円

注) H28 年度は見込み

《参考》文部科学省調べ 平成 26 年度「子どもの学習費調査」より

授業料以外の学習費 公立：約 21 万円 私立：約 28 万円

II 給付型奨学金事業

- 給付型奨学金として、非常に強い向学心がありながら、家計状況から学習環境に恵まれない高校生等の将来の夢の実現を支援するため、民間の寄附金を活用し、平成 23 年度には「USJ 奨学金給付事業」、平成 26 年度には「夢みらい奨学金給付事業」を創設した。両事業により平成 28 年度までに総勢 220 名の高校生等に対して奨学金を給付したが、今後とも継続的に多くの高校生等を支援できるよう、給付型奨学金の維持・拡充に向け事業資金を確保する必要がある。

[USJ 奨学金給付事業（平成 23 年度創設）の概要]

- 目的 (株)ユー・エス・ジェイ (USJ) からの寄附金を活用し、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現に向けて非常に強い向上心がありながら、経済的な理由により学習環境に恵まれない高校生等を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る
- 給付額 1人 最高100万円 給付人数 10名
- 給付方法 2年次および3年次に各20万円 進路確定時に60万円
- 申込資格
 - ・大阪府内の高校等に在学する2年次の生徒であること。
 - ・1年次の成績の平均値（評定平均値）が4.3以上であり、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現のために大学・短期大学・専修学校専門課程への進学を希望する生徒であること。
 - ・ボランティア活動やクラブ活動、生徒会活動等に積極的に参加している生徒であること。
 - ・生徒の保護者が大阪府内に住所を有し、保護者の市町村民税所得割額の合計が51,300円未満（年収めやす 350万円程度）であること。

注) 年収めやすは、夫婦のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合

■ USJ 奨学金の申込・採用状況

(単位：人)

年 度	申込状況			採用状況			
	男	女	学校数	男	女	学校数	
H 2 3	7 1	2 6	5 6	5	2	3	5
H 2 4	5 1	1 9	3 9	1 0	3	7	1 0
H 2 5	5 4	2 0	3 8	1 5	4	1 1	1 3
H 2 6	1 3 9	4 8	8 8	1 0	3	7	1 0
H 2 7	1 2 7	4 0	8 1	1 0	3	7	1 0
H 2 8	1 5 5	5 8	1 0 1	1 0	1	9	1 0

[夢みらい奨学金給付事業（平成26年度創設）の概要]

- 目的 府民からの寄附金を活用し、経済的な理由により学習環境に恵まれない中であっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している創造性豊かな高校生等を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る
- 給付額 1人 最高50万円 給付人数80名
- 給付方法 3年次に20万円 進路確定時に30万円
- 申込資格
 - ・大阪府内の高校等に在学する3年次の生徒であること。
 - ・2年次の成績の平均値（評定平均値）が3.8以上であり、自らの得意分野を生かして努力し、夢の実現のために大学・短期大学・専修学校専門課程への進学を希望する生徒であること。
 - ・語学・文化・芸術・スポーツ・情報技術等の各分野において学内代表レベルにある生徒、各種資格・技能検定等において高水準の生徒であること。
 - ・ボランティア活動やクラブ活動、生徒会活動等に積極的に参加している生徒であること。
 - ・生徒の保護者が大阪府内に住所を有し、保護者の市町村民税所得割額の合計が51,300円未満（年収めやす350万円程度）であること。

注) 年収めやすは、夫婦のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合

■ 夢みらい奨学金の申込・採用状況

（単位：人）

年 度	申込状況			採用状況				
		男	女	学校数	男	女	学校数	
H26	198	68	130	111	40	11	29	39
H27	207	74	133	117	40	5	35	37
H28	273	109	164	144	80	30	50	60

Ⅲ 債権管理

- 滞納対策として、平成21年度から、新規滞納者発生の未然防止や滞納の初期段階からの滞納者への積極的な接触、支払督促等の法的措置などに取り組む「滞納ゼロ作戦」を展開し、平成28年度まで二期8年（第1期 平成21～23年度、第2期 平成24年～28年度）にわたる取り組みにより、着実に滞納額を抑制してきた。

しかしながら、繰越滞納のうち最終返還期日をすでに超過した滞納（以下「純滞納」という。）が半分以上を占め、一人当たりの平均滞納額が増加傾向にあり、また、延滞金が滞納額に対して約6割に達することなどから、返還交渉がこれまで以上に難航する厳しい回収環境が予想される。

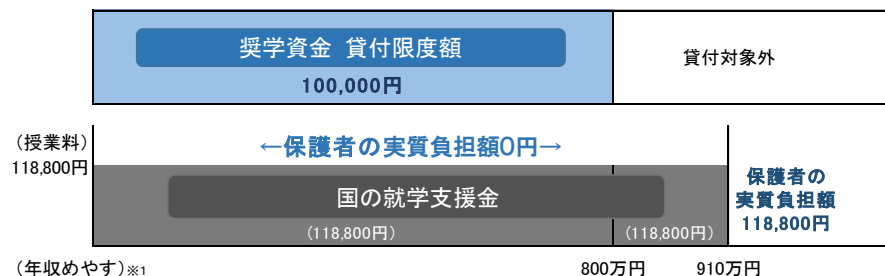
このため、将来にわたって奨学金制度を持続していけるよう、滞納の抑制に向けた多様な取り組みや各学校の協力を得て奨学金教育を通じた返還モラルの向上による滞納発生 of 未然防止に取り組むなど、今後も継続的に「滞納ゼロ作戦」を展開し、現状把握を十分に行った上で、状況に応じた効果的な対策が必要である。

■ 滞納状況の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
現年度収入率	85.3%	86.2%	87.0%	87.6%
当年度収入率（現年度＋未期限）	86.7%	87.3%	88.2%	88.7%
過年度収入率	17.7%	17.7%	17.0%	17.0%
合計	61.9%	62.5%	62.6%	62.6%
滞納額	58.8億円	59.9億円	60.6億円	60.6億円
前年度比増加額	1.1億円	1.1億円	0.7億円	0.0億円
滞納額に占める純滞納の割合	45.5%	48.0%	50.1%	52.6%
一人当たり平均滞納額	143,042円	150,442円	158,890円	164,239円
滞納額に対する延滞金の割合	55.3%	58.3%	60.7%	63.7%

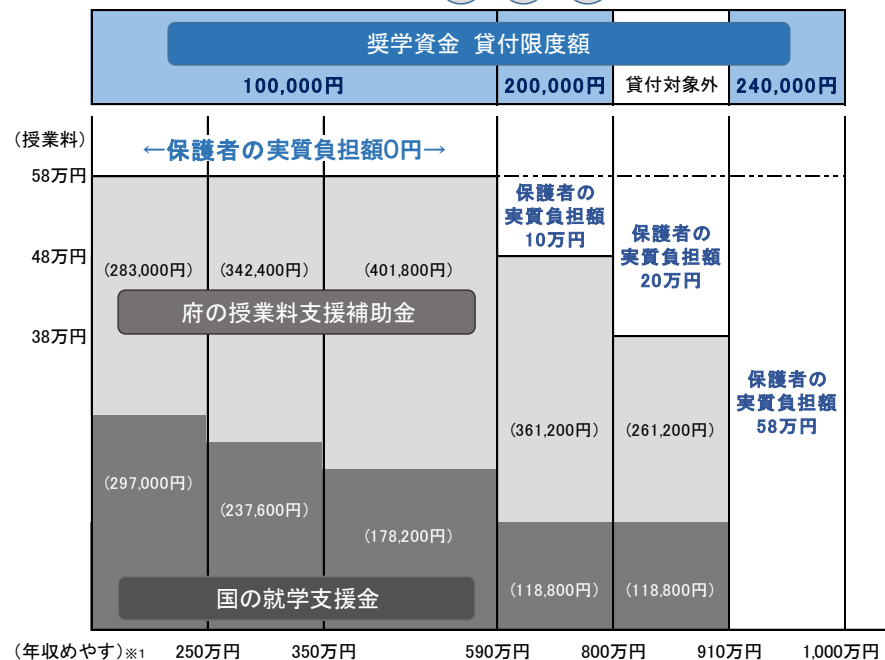
奨学資金貸付制度体系図

■ 国公立高校

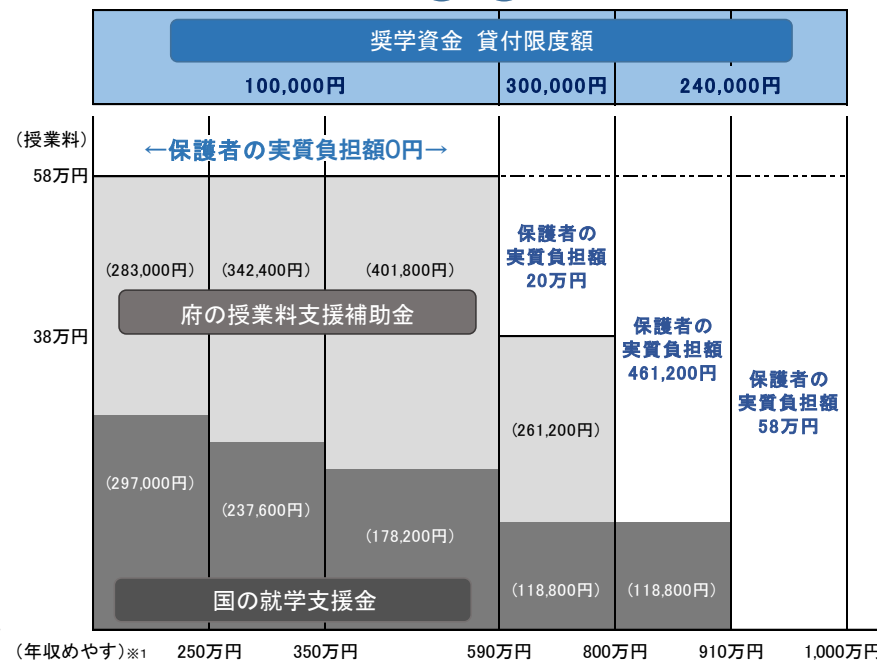


■ 私立高校等^{※2}

学生・生徒が3人以上の世帯^{※3}



学生・生徒が2人以下の世帯



注) ※1 年収めやすは、夫婦のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合。 ※2 私立高校等には、私立専修学校高等課程を含み、大阪府の私立高校生等就学支援推進校(全日制)で授業料が年間58万円の学校の場合。 ※3 私立の高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1人以上いる世帯であれば、他府県を含め私立の高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯も対象となる。但し、年収めやす800万円以上910万円未満の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となる。

■ 目標と具体的取組み

I 奨学金事業

【目標】

- ◇ 奨学金制度を必要とする生徒への制度周知に努めるとともに、より利用しやすい制度運営を図り、経済的に困難な状況にある生徒の修学を支援する。また、授業料実質無償化措置と一体となって、家庭の経済事情にかかわらない自由な学校選択を支援する。

【具体的取組み】

- 中学校段階での予約奨学金制度の一層の周知に努めるため、府政だよりや当会ホームページなどの広報媒体の活用や、府内の全中学3年生に対し、年3回(5月・7月・8月)、奨学金制度の周知を図るためのチラシを全員に配布するなど、資金面で安心して進路選択ができるよう支援する。なお、平成28年7月に試験実施した保護者面談時のチラシの配布については、平成29年度以降も引き続き実施する。
- 府内の高校生に、ニーズに応じた教育環境で学習する機会を提供する観点から設けられた転学の機会を利用する生徒に、転学に必要な入学金や奨学資金の貸付を行い、修学を支援する従来の「公立私立高校間転学」に加え、平成28年度からは「公立高校間転学」、「私立高校間転学」まで対象を拡大するとともに、奨学資金貸付の緊急採用における要件を緩和するなど、様々な環境で学習する生徒を支援する。

■ 奨学資金の予約申込割合

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
申込総数における予約申込の割合	90.0%	89.0%	90.3%	91.7%

Ⅱ 給付型奨学金事業

【目標】

- ◇ 給付型奨学金事業に必要な資金の確保に努め、事業の維持・拡充を図り、非常に強い向学心と、しっかりとした将来の夢を持ちながら、経済的な理由から十分な学習環境に恵まれない高校生等の「夢」の実現を支援する。

【数値目標】

□ 中期経営計画 計画値(平成33年度目標値)

- ・ 計画期間中において、年間4,000万円程度の寄附金を確保する。
- ・ 計画期間中において、毎年「夢みらい奨学金」を80名に給付(1人最高50万円)する。

戦略目標	成果測定指標		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H33年度
経済的理由により修学を断念しない環境づくり	給付型奨学金の維持・拡充のための寄附金確保	目標	—	2,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円
		実績	9,165万円	2,682万円	2,277万円	6,176万円	4,417万円	—

注) H28年度実績はH29年1月末現在

【具体的取組み】

- 経済関係団体や企業、役所、病院、高齢者施設、図書館などに対し、給付型奨学金事業の意義や資金確保の必要性について、積極的に情報提供を行い寄附の拡大につなげる。
- 給付を受けた奨学生の寄附していただいた方に対する思いを「奨学生の声」として育英会ガイドブックやホームページに掲載し、給付型奨学金事業への理解・協力を求める。
- 奨学金給付を受けた夢みらい奨学生に街頭募金（春・秋各2回実施）に参加してもらい、奨学生自らが給付型奨学金事業の意義を訴えることにより、広く府民の方々に関心を持ってもらい寄附の拡大につなげる。
- 寄附の継続による夢みらい奨学金給付事業の円滑な運営を図るため、寄附していただいた方々に奨学生の認定式に参加していただき、事業への理解を深めていただく。
- 寄附していただいた方々に夢みらい奨学金のサポーターとなって広く寄附金の確保等を知人の方々に呼びかけていただき、給付型奨学金事業の広報啓発に努め、広く府民から寄附を募る。
- 各種イベント主催者が寄附先団体等を公募する機会を積極的に見つけるとともに、夢みらい奨学金事業の意義を訴え、寄附先団体となるように努める。

Ⅲ 債権管理の徹底 ～第3期滞納ゼロ作戦の展開～

【目標】

- ◇ 滞納の長期化などにより、今後の債権回収はさらに困難になることが予想されるため、債権管理規程に基づき適正な債権管理を行うとともに、新規滞納者発生未然防止や初期段階からの滞納者への積極的な接触、支払督促等の法的措置などに取り組むことにより、返還金の確保および滞納額の抑制を図る「滞納ゼロ作戦」を継続実施する。

【数値目標】

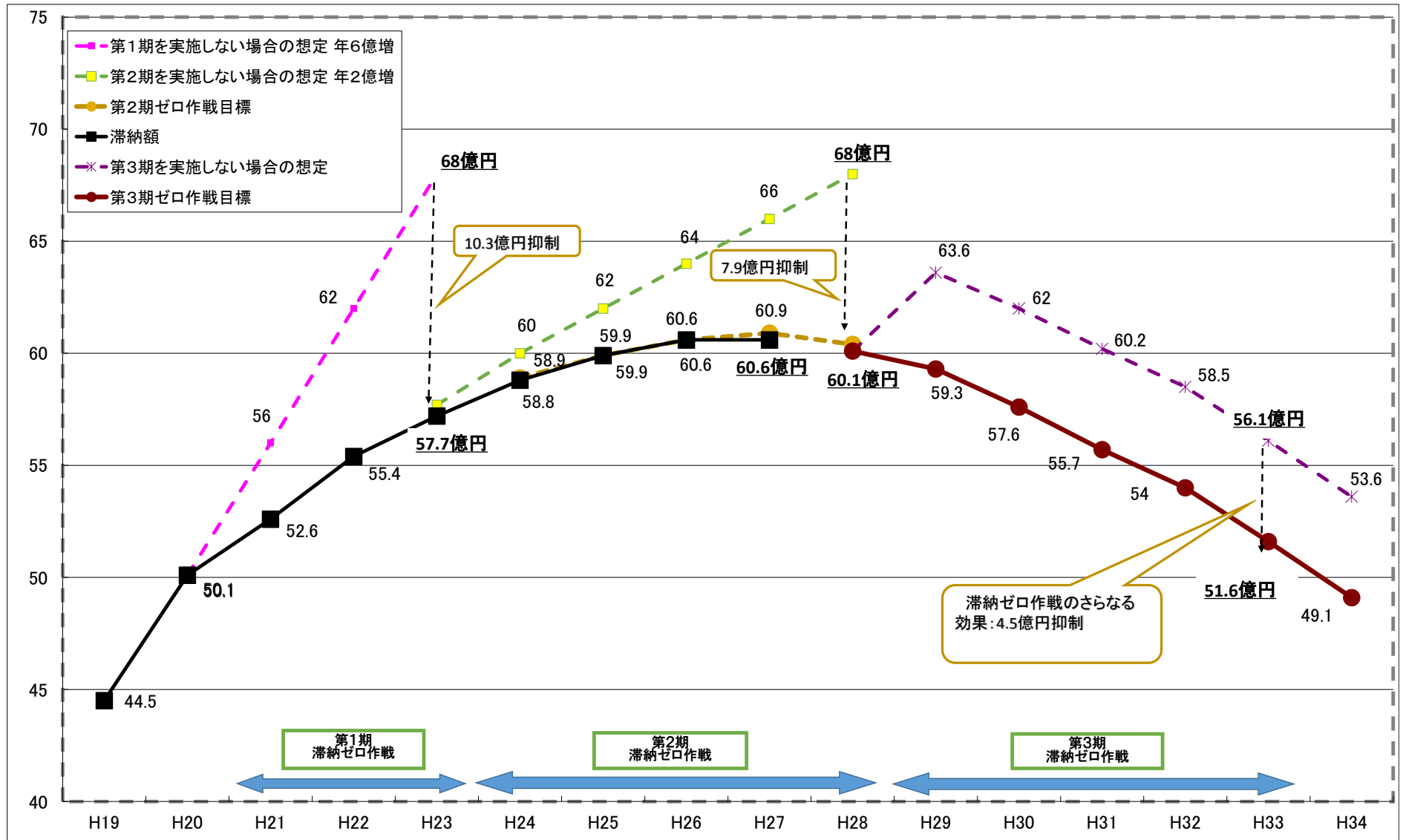
□ 中期経営計画目標値

(単位：%)

戦略 目標	成果測定指標		経営目標値			中期経営計画目標値					戦略目標達成のための活動事項						
			H26	H27	H28 見込	H29	H30	H31	H32	H33							
奨学金制度の持続的運営に向けた貸付資金の確保	新規滞納者発生率 (新規繰越滞納者数/ 正常要返還者数)	目標	5.03	4.49	4.45	4.3	4.2	4.0	3.9	3.8	新たな滞納者の発生を抑制するため、初期段階の滞納者に対し集中的に電話・文書等により接触を図り返還を促進する。						
		実績	4.50	4.46	4.45												
	新規滞納者返還率 ※1 (新規繰越等滞納返還者数/ 新規繰越等滞納者数)	目標	(56.4)	(60.6)	(61.4)	86.1	87.3	88.5	89.7	90.9		滞納の長期化を未然に防止するため、特に新規の繰越滞納者となった口座振替不能者等に対し集中的に電話・文書等による接触を図り返還を促進する。					
		実績	(60.5) 81.9	(61.3) 85.0	(61.5) 85.4												
	滞納者における返還者率 (繰越滞納返還者数/ 繰越滞納者数)	目標	76.4	76.9	77.4	74.2	74.4	74.6	74.7	74.9			滞納者に積極的に接触を図るとともに、滞納金額や滞納期間など滞納者の状況を適宜分析し、状況に応じた取組みを行う。また、この取組みを通じて返還を促進・継続させることで、返還者数の増加はもとより、滞納者の捕捉や時効中断など債権の適正管理に努める。				
		実績	72.8	74.1	74.6												
	法的措置者における返還者率 (法的措置返還者数/ 法的措置者数)	目標	44.4	44.8	47.3	48.0	48.9	49.8	50.7	51.6				事前調査により対象となる滞納者を絞込み、資力がありながら返還に応じない滞納者に対して積極的に法的措置を講じる。			
		実績	44.6	47.2	47.8												
	滞納額の抑制 (億円) ※2	目標	-	-	-	59.3	57.6	55.7	54.0	51.6					上記4つの指標目標の達成に向けた取組みにより滞納額の抑制を図る。		
		実績	60.6	60.6	60.1												
	目標値設定の考え方：「第3期滞納ゼロ作戦」に基づき、月単位・週単位において、最も実効性のある手法を実行することにより、各項目とも H27 実績を上回るものとする。																

注) ※1 新規滞納者返還率の () は、前計画における金額ベースの目標及び実績。 ※2 滞納額の抑制は、H29 より新規目標として設定予定。

■ 滞納額の推移と滞納ゼロ作戦の取組み目標



【具体的取組み】

○ 滞納発生の未然防止と滞納の長期化防止

① 滞納の新規発生の抑制・返還モラルの向上

（貸付前の取組み）

- 滞納率が高い借用証書未提出者を解消するため、借用証書の提出を奨学金貸付後から貸付前へ早期化する。（新）

（貸付中の取組み）

- 当会職員が高等学校等を訪問して、卒業予定の奨学生に卒業後の返還手続きについての説明を行うとともに、奨学金の趣旨や返還の必要性を訴えることにより、返還モラルの向上を図り、卒業後の確実な返還を促す。
- 高等学校等の訪問に際して、当会職員が教職員等に生徒に対する奨学金教育への協力を依頼し、また、理事長が学校長等と直接面談し、返還モラルの向上への協力を要請する。
- 高校等へ当該校の卒業生の「滞納率などを記載した返還状況」等を送付し、返還指導や奨学金教育に活用してもらい、滞納防止への協力を依頼する。

（貸付後（返還者へ）の取組み）

- 返還意識の向上を図るため、在学猶予中の返還者に対し卒業するまで毎年「残高および返還開始時期等のお知らせ」等を送付する。
- 継続的な返還を確保し滞納を防止するため、窓口納付から口座振替への切替えを促進する。（新）

■ 学校説明会の実施状況

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H33 年度
開催校数	66 校	78 校	82 校	84 校	88 校	100 校 (目標)	108 校 (目標)

■ 奨学金 新規返還者における滞納発生状況

	※ 新規返還者	返 還 方 法				借 用 証 書			
		口座振替者	滞納発生率	窓口納付者	滞納発生率	提出者	滞納発生率	未提出者	滞納発生率
H24 年度	11,594 人	10,400 人	13.5%	1,194 人	44.0%	11,346 人	15.4%	248 人	72.2%
H25 年度	10,540 人	9,318 人	13.8%	1,222 人	46.4%	10,325 人	16.2%	215 人	82.8%
H26 年度	9,082 人	7,963 人	14.7%	1,119 人	40.1%	8,861 人	16.4%	221 人	76.9%
H27 年度	9,263 人	8,002 人	13.2%	1,261 人	38.8%	9,002 人	15.1%	261 人	70.9%

注) ※ 新規返還者には返還の猶予者は含まない。

② 短期滞納者への督促強化

- ・滞納期間が2カ月の者に対し電話・文書による督促を行う。さらに連帯保証人に対し、借用人が返還するよう督促する。(返還期日を超えた者(延滞者)には、速やかに督促を行う。)
- ・滞納期間が3カ月以上の者に対する弁護士名による催告文書の送付や滞納期間6カ月以上の者に対する弁護士名による支払督促申立予告を行う。なお、返還に応じない者については、支払督促申立等の法的措置を講じる。

■ 短期滞納者への督促状況

＜対象＞ 平成24・25年度：2年未満の滞納者 平成26・27年度：1年未満の滞納者

	対象債権		返還（回収）		返還（回収）率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24年度	27,165件	25.7億円	21,189件	7.1億円	78.0%	27.5%
H25年度	27,387件	25.3億円	20,748件	7.0億円	75.8%	27.9%
H26年度	20,401件	17.8億円	17,600件	5.9億円	86.3%	33.4%
H27年度	19,901件	18.7億円	17,403件	5.9億円	87.4%	31.7%

■ 法的措置等実施状況

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
支払督促申立予告	15,148件	14,392件	14,892件	14,306件
支払督促申立	1,312件	1,356件	1,412件	1,142件
強制執行申立	13件	6件	4件	15件

注）短期及び長期滞納者の実施状況

③ 長期滞納者からの回収促進

- 長期滞納者に対して、電話・文書による督促に加え、自宅や勤務先への訪問を積極的に行うことにより、返還交渉を強化し一層の回収を図る。
- 返還約束者について、常に返還状況を監視し、不履行の場合は粘り強く継続的な交渉を続け回収を図る。
- 民間回収会社（サービサー）を活用し効果的・効率的に回収を図る。

■ 長期滞納者からの回収状況

<対象>

平成24・25年度：債務名義取得者および2年以上の滞納者

平成26・27年度：債務名義取得者および1年以上の滞納者

	対象債権		返還（回収）		返還（回収）率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24年度	13,185件	31.9億円	5,562件	2.7億円	42.2%	8.5%
H25年度	13,729件	33.5億円	6,186件	3.0億円	45.1%	9.1%
H26年度	19,449件	42.2億円	8,659件	4.0億円	44.5%	9.4%
H27年度	18,230件	41.9億円	8,796件	4.1億円	48.3%	9.8%

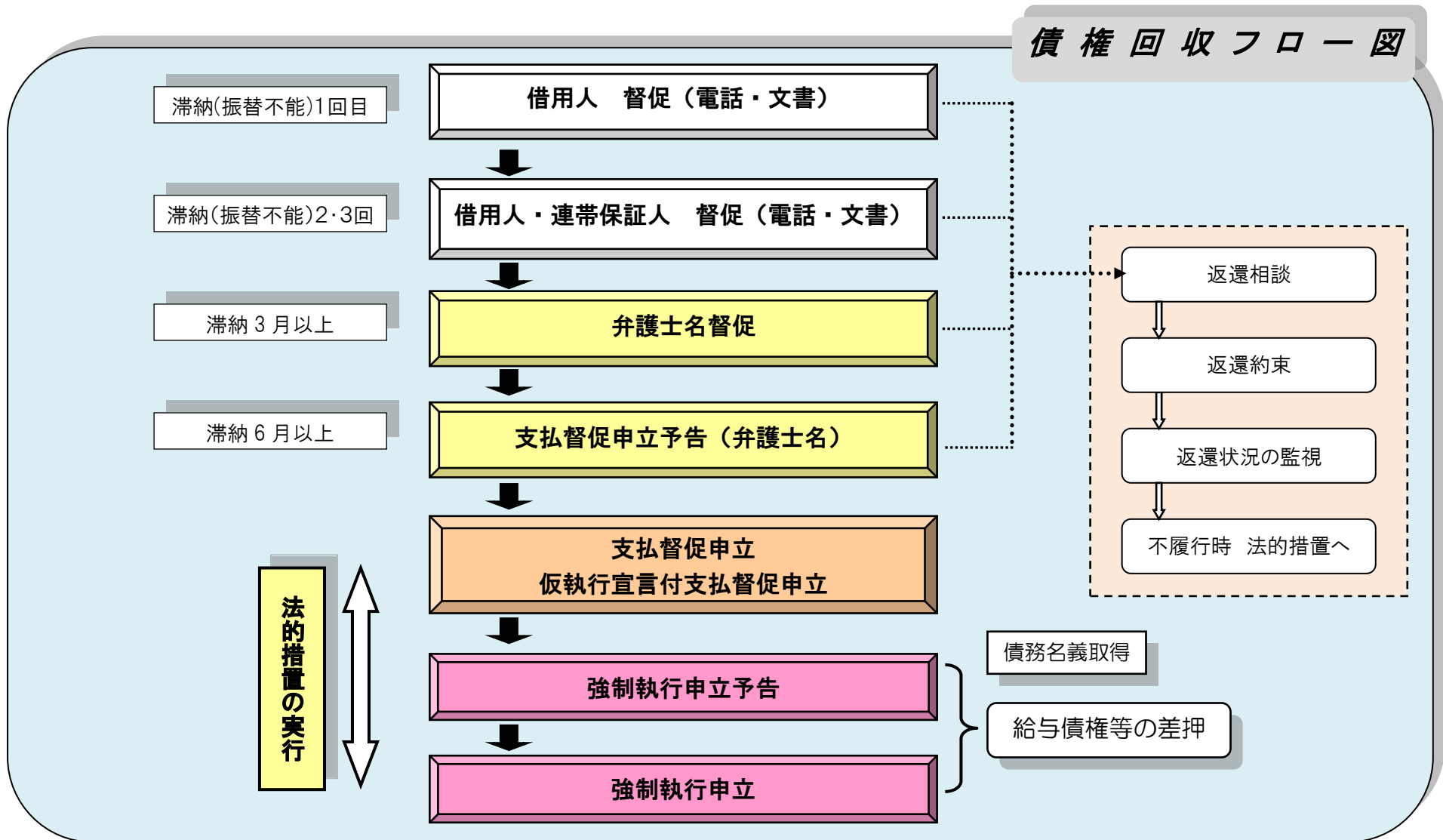
	返還開始以降入金のない者		10年以上入金のない者	
	対象件数	返還(回収)件数	対象件数	返還(回収)件数
H24年度	4,051件	939件	1,552件	195件
H25年度	4,054件	950件	1,283件	264件
H26年度	4,889件	1,030件	1,033件	101件
H27年度	4,397件	1,069件	948件	127件

④ 返還相談の対応

- 奨学金等の返還が困難な者からの相談に応じ、返還者の就労や所得の状況などを聞き取り、返還方法の変更や返還猶予など個々の状況に即したきめ細かな対応を図る。

■ 債権回収フロー図 (口座振替者)

債権回収フロー図



<参考>

■ 他県の奨学金回収率の状況

	区 分	大阪府	神奈川県	愛知県	長野県	静岡県
平成 21 年度	当年度回収率	84.0%	75.7%	76.0%	69.8%	80.9%
	過年度回収率	16.5%	11.7%	公表なし	10.9%	3.2%
平成 27 年度	当年度回収率	88.7%	84.9%	77.1%	75.9%	89.5%
	過年度回収率	17.0%	16.6%	14.1%	19.1%	32.0%
	償 還 額	10,158,712 千円	947,666 千円	504,059 千円	141,003 千円	127,120 千円

- 注) 1 平成 21 年度回収率は、平成 23 年 9 月会計検査院公表 会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書「各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどとして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう文部科学大臣に対して意見を表示したもの」より引用
- 2 平成 27 年度回収率等は、上記会計検査院公表の 12 府県（秋田県・茨城県・神奈川県・長野県・静岡県・愛知県・岐阜県・兵庫県・京都府・奈良県・福岡県・鹿児島県）へ当会が直接調査し、「公表してもよい」と回答のあった県のみ記載

○ 債権の適正管理

- ・奨学金等貸付債権の適正な管理を行うため、『債権管理規程』に基づき債務者区分を行い、回収の危険度に応じて債権を分類し、リスク債権の管理徹底を図る。

<債務者区分>

区 分	内 容
正常先債権	奨学生（貸与中）、滞納なし、在学猶予
要注意先債権	延滞期間6カ月未満、その他猶予、分納者 等
破綻懸念先債権	延滞期間10年未満
実質破綻先債権	延滞期間10年以上、住所不明かつ1年以上入金なし 等
破綻先債権	自己破産 等

注) 本規程は、日本学生支援機構の分類基準を参考

■ 貸付債権の債務者区分および債権分類状況

(単位：千円)

債 権 分 類	債務者区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
一 般 債 権	正 常 先	62,081,646	57,397,411	52,653,016	47,850,769
	要 注 意 先	5,982,824	5,470,867	5,074,749	4,522,561
	小 計	68,064,470	62,868,278	57,727,765	52,373,330
貸倒懸念債権	破綻懸念先	9,645,762	9,522,176	9,011,229	8,447,371
破産再生債権等	実質破綻先	944,392	982,256	1,032,729	1,097,016
	破 綻 先	291,699	290,788	281,011	253,531
	小 計	1,236,091	1,273,044	1,313,740	1,350,547
合 計		78,946,323	73,663,498	68,052,734	62,171,248

○ 貸倒引当金の計上および債権の計画的償却

- ・ 債務者区分に応じて債権を分類し、分類した債権ごとに貸倒引当金を計上する。
- ・ 債務者の現況等を調査のうえ、真に回収が見込めない債権については債権の償却基準に照らし計画的に償却する。

【貸倒引当金の計上基準】

債務者区分により分類した債権の返還未済元本額に、毀損率（過去の毀損実績）を基に算定した予想損失率等に乗じた額を貸倒引当金として計上する。

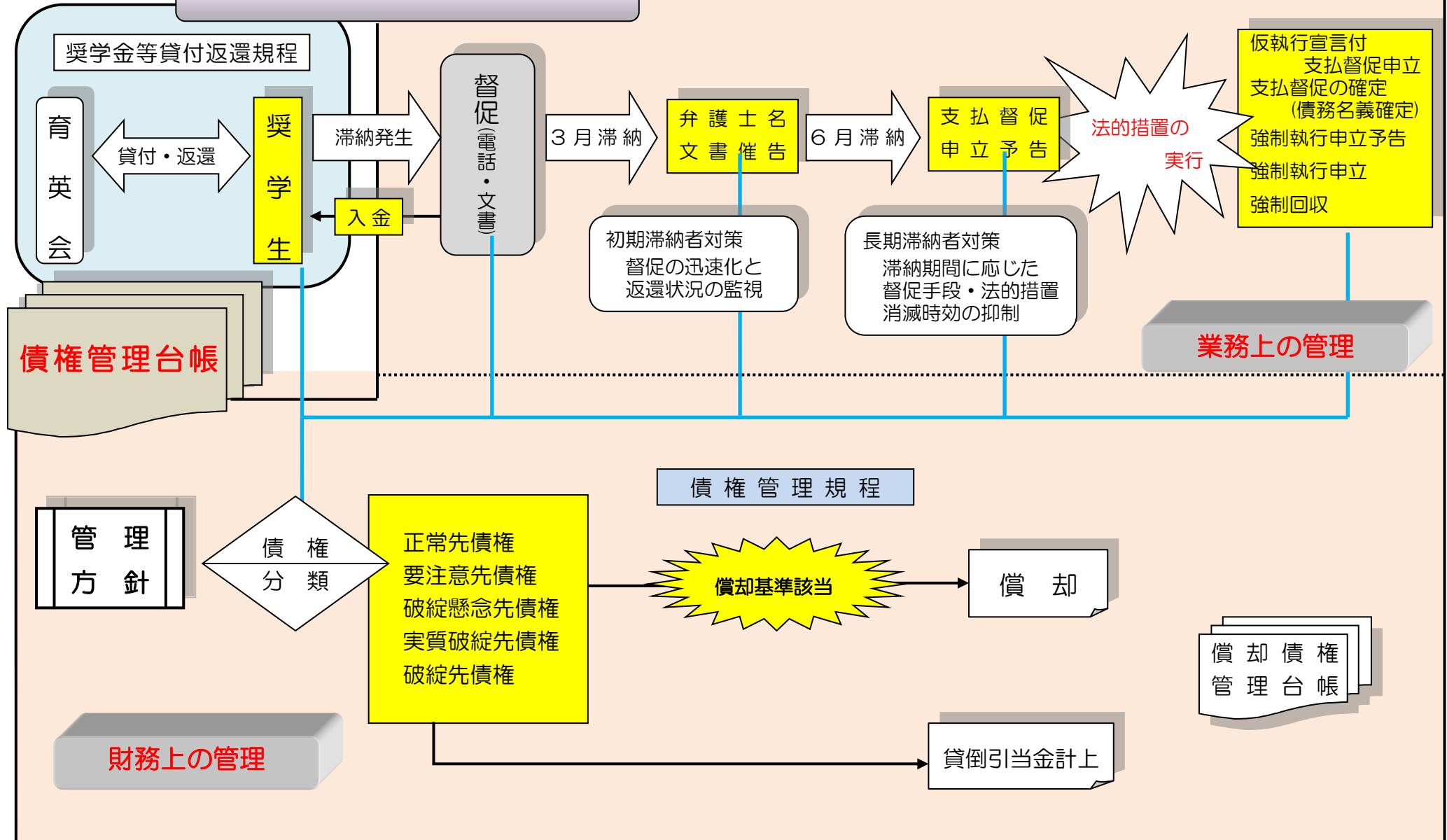
■ 貸倒引当金の計上および債権の償却状況

（単位：千円）

	債権分類	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
貸倒引当金	一般債権 貸倒懸念債権	2,442,807	1,968,150	1,503,642	1,055,480
	破産再生債権等	1,236,091	1,273,044	1,313,741	1,350,547
	合計	3,678,898	3,241,194	2,817,383	2,406,027
債権償却額		59,134	43,038	44,540	39,764

注) 貸倒引当金は、平成 27 年度まで過去の回収実績の蓄積がないため、暫定的に当会創設以来の累計による未収入率を債務残高に乗じて算出した金額を計上

債権管理全体フロー図



■収支見通し 償還金収入、奨学金貸付、借入金返済の見通し

【収入】

- 償還金は、授業料無償化措置により平成28年度以降は漸減となる見込み。
- 借入金は、授業料無償化措置による貸付事業費の縮減等に伴い、新たな借入はない見込み。

【支出】

- 奨学金貸付事業は、平成29年度には入学時増額奨学資金を含め約45億円の貸付を見込んでいる。
なお、今後は、生徒数の減少から漸減となる見込み。
- 借入金返済は、平成31年度までは約50.7億円の返済が続くが、平成32年度以降は大幅に減少する見込み。

単位：億円		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
収 入	償還金	101.6	96.9	91.6	88.8	85.6	84.7	78.1	72.5	66.7
	計	101.6	96.9	91.6	88.8	85.6	84.7	78.1	72.5	66.7
支 出	奨学金貸付	44.6	45.4	45.0	43.6	42.5	41.5	40.1	40.0	39.9
	借入金返済	49.8	49.8	50.7	50.7	50.7	18.2	18.2	18.2	1.9
	大阪府	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	金融機関	49.1	49.1	50.0	50.0	50.0	17.5	17.5	17.5	1.2
	計	94.4	95.1	95.7	94.3	93.2	59.7	58.3	58.2	41.7
収支差額		7.2	1.8	-4.1	-5.5	-7.6	25.0	19.8	14.3	25.0

注) H28 は見込み

(四捨五入により合計額が一致しない場合がある)

■ 収入率の目標

単位：億円		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
現年度	調定額	94.3	90.8	86.0	82.7	80.0	79.8	73.1	67.7	62.2
	収入額	82.6	79.8	75.6	72.8	70.5	70.5	64.7	59.9	55.1
	収入率	87.6%	87.9%	88.0%	88.0%	88.2%	88.4%	88.5%	88.5%	88.5%
過年度	調定額	58.9	59.1	58.9	57.6	56.0	54.2	52.5	50.2	47.7
	収入額	10.0	10.0	9.9	9.9	9.7	9.5	9.3	8.9	8.4
	収入率	17.0%	16.9%	16.8%	17.2%	17.3%	17.5%	17.6%	17.7%	17.6%
未期限	収入額	9.0	7.1	6.1	6.1	5.4	4.7	4.1	3.7	3.3
合計	調定額	162.2	157.0	150.9	146.4	141.3	138.7	129.7	121.6	113.2
	収入額	101.6	96.9	91.6	88.8	85.6	84.7	78.1	72.5	66.7
滞納額		60.6	60.1	59.3	57.6	55.7	54.0	51.6	49.1	46.4

注) H28 は見込み

(四捨五入により合計額が一致しない場合がある)

□ 中期経営計画目標値

(単位：%)

戦略目標	成果測定指標	経営目標値			中期経営計画目標値					戦略目標達成のための活動事項	
		H26	H27	H28 見込	H29	H30	H31	H32	H33		
法人運営の安定性確保	正味財産比率 ※ (正味財産/総資産)	目標	—	—	—	1.60	2.10	2.70	3.26	3.80	償還金収入の増加に努め、負債の圧縮を図るとともに、管理費等を圧縮し、正味財産の増加に努める。
		実績	(2.92) 0.46	(3.74) 0.83	1.20						
償還金回収コストの抑制	償還金回収コスト比率 (回収コスト/償還金収入(繰上げ償還額除く))	目標	4.31	4.28	4.00	4.17	4.23	4.29	4.29	4.51	より効率的・効果的な事業運営に努め、回収に係るコストの圧縮に努める。
		実績	4.29	4.02	4.00						
<p>目標値設定の考え方：今後返還金収入の漸減が見込まれる厳しい状況下において、法人運営の安定性の確保および償還金回収コストの抑制に努め、平成 27 年度の実績値を勘案して設定する。</p>											

注) ※ 正味財産比率は H29 より新規目標として設定予定 (収益事業を除く)。

正味財産比率の H26,H27 実績は貸倒引当金計上基準に基づく値。なお、() は、貸倒引当金計上基準施行前の経過措置に基づく値。